

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第2期）[概要版]

平成26年3月24日

宮城県

1 実施計画の趣旨

平成24年1月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」に掲げた目標を平成28年度までに実現するため、平成24年3月に「実施計画」を策定し、具体的な事業の実施に取り組んできた。

この実施計画の第1期が平成25年度で終了することから、これまでの取組を評価し、さらに「みやぎ県民会議」構成団体の意見等も伺いながら、今後、平成28年度までの3年間の取組等を「実施計画（第2期）」として取りまとめ、放射線・放射能の監視測定や風評被害等の克服に向けた取組等被害対策の継続実施に万全を期し、目標達成に向けて邁進していくことにする。

なお、原発事故対策については、未だ汚染水問題等が収束しない状況にあることから、県としては、国及び東京電力の各種対策の実施状況等を注視し、実効性ある対策が確実に実施されるよう求めていく。

○目標

震災以前の安全・安心なみやぎの再生 ～年間放射線量※1ミリシーベルト以下の県土づくり～

これまでに誰も経験したことのない未曾有の原子力災害に正面から向き合い、震災以前の安全・安心なみやぎを再生するために、県は市町村・民間団体・県民と一体となって、目標達成に向けて取り組んでまいります。

※目標の「年間放射線量」は「追加被ばく線量（外部被ばくをいい、自然及び医療由来の放射線を除く。以下同じ。）」を意味する。

○目標達成のための基本的視点

(1) 不安解消のための徹底した対応 ～県民の目線に立った対応～

- ・監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により、きめ細かな測定を行うとともに、測定結果を迅速に公表します。
- ・住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。

(2) 徹底した放射線低減化システムの構築 ～年間放射線量1mSv以下の目標達成～

- ・放射線低減化システムを構築し、生活環境から放射性物質を除去するとともに、県民への周知を図ります。

※放射線低減化システムの流れ



(放射性物質の除去) (生活環境から隔離) (焼却等による容積の減少) (遮へい・埋却)

- ・5年以内の目標達成を目指し、汚染状況重点調査地域を中心に市町村と一体となって除染を推進します。
- ・汚染稲わら等の処理については、国の方針に基づき適正な処理に努めます。

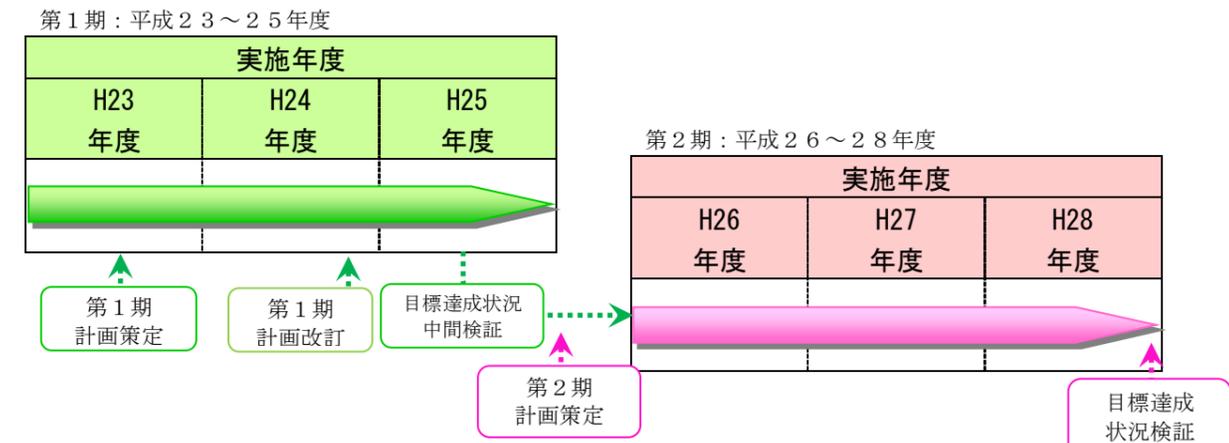
(3) 県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養 ～『確かな情報・確かな知識』～

- ・放射線・放射能に対する情報を県民一人一人が正確に理解できるよう、セミナー開催や出前講座の実施のほか、あらゆる機会を通じて、正しい知識の普及啓発を図ります。

2 計画の期間

原発事故の被害の全容が不明で、汚染の状況も変化しており、その収束を見通すことが困難なことから、計画期間については、平成23年度から25年度までを第1期、平成26年度から28年度を第2期として、策定時点で実施を予定している事業や取組を取りまとめた。

【計画見直し等のスケジュール】



3 中間評価の結果と計画の構成

平成25年8月に実施した中間評価の結果、事業は妥当であり、今後の方向性についても維持すべきとなり、県民会議構成員の意見も勘案して、第2期計画においても、基本方針で掲げた次の7つの個別取組を継続することとした。

【7つの個別取組と主な事業等】

第1「放射線・放射能の監視・測定」

空間放射線量の常時測定、飲食物・学校給食等の放射性物質濃度の検査

第2「健康不安への配慮」

一般検診やがん検診の受診勧奨、がん登録の整備推進、放射線等に関するセミナー・相談会の開催

第3「汚染・被害の拡大防止」

除染及び食品等の放射性物質の基準値に対応した検査による汚染の拡大防止
出荷制限による減収等に対する金融支援やイベント・PR等を通じた経済的被害拡大の防止

第4「放射線量低減化対策」

除染の推進体制の整備、市町村が行う除染への各種支援、県有施設等の除染

第5「汚染物・廃棄物の処理」

国・市町村等と一体となった適切な処理の推進

第6「損害への対応」

県民会議を通じた情報の共有化、民間事業者等に対する損害賠償請求支援

第7「正しい知識の普及・啓発」

放射能に関するポータルサイトの運営や放射能に関するパンフレットの作成等を通じた県民の放射線等に対する科学的知見の涵養

施策体系

個別取組方針

主な事業・取組

第1 放射線・放射能の監視・測定 P.6

1 空間放射線量のモニタリング P.7

2 放射性物質のモニタリング P.11

- ・放射線・放射能測定計画の策定（放射線・放射能の計画的・体系的な測定を実施するための測定計画の策定）
- ・モニタリングポストによる常時測定（24時間連続測定し自動でデータを送信するモニタリングポストによる常時監視）
- 特用林産物放射性物質対策事業（広葉樹原木のモニタリング調査） P.19**
特用林産物等各種林産物の安全・安心の確保のために行う広葉樹原木のモニタリング調査や調査結果の検証

第2 健康不安への配慮 P.26

- ・放射線健康対策事業（国が行う健康不安対策やリスクコミュニケーションに係る事業への協力、一般健診やがん検診の受診勧奨、がん登録の整備推進等）
- ・放射線・放射能広報事業（放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催）

第3 汚染・被害の拡大防止 P.28

A 放射性物質汚染の拡大防止

1 空間放射線量の低減化 P.28

2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止 P.29

- ・除染対策支援事業（市町村と一体となった除染の推進） ※第4 放射線量低減化対策を参照
- ・食品衛生法上の基準値等を超過した場合の出荷自粛要請等の対策（速やかな出荷自粛等の要請、出荷制限指示等の徹底）

B 経済的被害の拡大防止

1 金融・経営支援 P.34

2 技術支援 P.41

3 情報発信等 P.48

- 水産都市活力強化対策事業（県産水産物の販売強化） P.40**
船上や魚市場での衛生管理支援、水産加工データベース作成やマーケティング調査、生産者による販売の支援等
- ◎**特用林産物産地再生支援事業（特用林産物の出荷制限解除の支援） P.44**
出荷制限解除のために生産者団体が行う栽培工程管理の経費に対する補助
- ◎**みやぎ県産品魅力発信事業（県産農林水産物等のPR） P.49**
県産農林水産物等の信頼回復と消費拡大を図るために実施する、各種広報媒体等を活用した県産農林水産物等のPR。
・農産物直売・農産加工ビジネス支援事業（農産物直売所等の風評被害対策として、スタンプラリー、メディアを活用したPR等を実施）
・みやぎ復興ツーリズム推進事業（旅行会社やメディア等の本県への招請と観光商品の造成、隠れた地域観光素材の掘り起こし等を行う地域の支援と観光商品の造成）

第4 放射線量低減化対策 P.54

1 推進体制の整備 P.54

2 市町村が行う除染への支援 P.55

3 県有施設等の除染 P.57

- ・除染対策支援事業（除染アドバイザーによる技術的助言）
- ・除染対策支援事業（除染支援チームの派遣、除染対策連絡調整会議の運営）
- ・除染対策支援事業（県有施設等（県営住宅、交番・駐在所等）の除染事業）

第5 汚染物・廃棄物の処理 P.58

- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業（放射性物質で汚染された廃棄物の、国、市町村等と一体となった適切な処理の推進）

第6 損害への対応 P.60

- ・民間事業者等に対する損害賠償請求支援（研修会、個別相談会等の開催等）

第7 正しい知識の普及・啓発 P.62

- ・放射線・放射能広報事業（放射能情報サイトみやぎの運営、みやぎ出前講座の実施、放射能に関するパンフレットの作成等）

※主な事業・取組の◎**青字**は平成26年度に新たに取り組む事業（取組を拡充するもの、新たな段階に進むものを含む）
○**青字**は実施計画に新たに掲載する事業（平成25年度補正予算事業等）